

9. 歩行者空間創出に係る制度と手続

道路施策の方向性は、昨今の社会情勢等に合わせ、安全で円滑な自動車通行を確保する道路だけでなく歩行者中心の道路へ、更には、道路空間を利用したにぎわい創出の取組を促進するなどの多様なニーズに応える道路空間づくりへ変化している。

このため、歩行者空間の創出に係る制度においても、新たな制度が創出され、従来と比較して取組が実施しやすい環境が整ってきている。そこで、今後、新規の取組としては各地での活用が期待される新たな制度等について、その制度概要や適用条件、必要な手続等について取りまとめた。

なお、既存の取組においては、従来の道路占用許可の特例制度についても引き続き活用されることが考えられることから、合わせて後述で紹介する。

表 9-1 歩行者空間の創出に係る制度の一覧

制度等	根拠法令	適用要件	特徴	適用ケースの一例
歩行者利便増進道路制度	道路法	道路管理者が歩行者利便増進道路を指定し、利便増進誘導区域を設ける。	利便増進区域におけるオープンカフェや露店等の設置にかかる道路占用許可基準（無余地性）を緩和 占用許可期間：20年（公募占用の場合）	公募占用による長期（最長20年）の専用を検討するケース等
都市再生整備計画	都市再生特別措置法	地方公共団体が都市再生整備計画に、一定の物件を道路に設置することを位置付ける。	道路占用許可の特例（無余地性の基準の適用除外）が受けられる。 占用許可期間：5年	検討対象路線を含むエリアにおいて都市再生整備計画の作成を検討しているケース等
国家戦略特別区域計画	国家戦略特別区域法	地方公共団体を含む区域会議において計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受ける。	国際的活動拠点の形成に資する都市機能の高度化のために道路占用許可基準（無余地性）を緩和 占用許可期間：5年	検討対象路線を含むエリアにおいて国家戦略特区の指定を目指す、あるいは指定されているケース等
中心市街地活性化基本計画	中心市街地の活性化に関する法律	地方公共団体が中心市街地活性化基本計画に一定の物件を道路に設置することを位置付ける。	中心市街地活性化のためのオープンカフェや露店等の設置にかかる道路占用許可基準（無余地性）を緩和 占用許可期間：5年	検討対象路線を含むエリアにおいて中心市街地活性化基本計画の作成を検討しているケース等

表 9-2 歩行者空間の創出に係る補助事業の一覧

事業名	補助の内容
一体型滞在快適性等向上事業	①民地のオープンスペース化に係る課税の特例 ・整備が完了した年の翌年から5年間、土地（固定資産税・都市計画税）及び償却資産（固定資産税）の課税標準額を1/2に軽減 ②建物低層部のオープン化に係る課税の特例 ・整備が完了した年の翌年から5年間、家屋の対象範囲部分の固定資産税及び都市計画税の課税標準額を1/2に軽減
官民連携まちなか再生推進事業	以下の事業において、補助を実施 ○エリアプラットフォーム活動支援事業 ①エリアプラットフォームの構築 ⇒ 新規：単年度当たり合計1,000万円を上限 ②未来ビジョン等の策定 ⇒ 新規：定額 改定：1/2 ③シティプロモーション・情報発信 ⇒ 1/2 ④社会実験・データ活用 ⇒ 1/2 ⑤交流拠点等整備 ・地域交流創造施設 ⇒ 1/3 ・国際交流創造施設 ⇒ 1/3 ○普及啓発事業 ⇒ 定額
まちなかウォークアブル推進事業	都市再生整備計画において基幹事業、提案事業に位置付けた事業に対して補助を実施 国費率：1/2
まちなか公共空間等活用支援事業	都市開発事業に該当し、ベンチの設置、植栽等（カフェ等も併せて整備）により、交流・滞在空間を充実化する事業に対し、総事業費の1/2を限度に貸付（貸付期間は最長20年）

9.1 新たな道路空間活用に資する制度

2020年に道路法の改正によって、歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度が創設され、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間の整備、公募占用制度等の充実が図られた。

また、同年（2020）には都市再生特別措置法も改正され、滞在快適性等向上区域の指定が可能となったほか、イベント実施時などに都市再生推進法人が道路の占用・使用手続等を一括して対応できるように、エリアマネジメントを行う組織の裁量権が拡大された。

これらの国の制度の拡充により、道路と民間敷地・建物とが一体となった魅力的なストリートづくりが可能となった。

(1) 歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度

これまでの道路法には、にぎわい創出につながる道路の位置付けが明確に規定されていないほか、道路管理者の主導により民間の創意工夫を活用して歩行者にとって快適で楽しめる空間をつくる仕組みがなかったことから、にぎわいのある道路空間を構築するための道路の指定制度として、歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）制度が創設された。

この制度は、従来の道路占用許可の特例制度のように都市再生整備計画等への位置付けがなされていなくても、道路管理者と区市町村長が協議し、公安委員会の合意が得られれば道路管理者による指定が可能であり、以下のような特徴を有している。

<特徴>

- 1) 車線を減らして歩道を広げるなどして、歩道等の中に（通行区間とは別に）歩行者の滞留・にぎわい空間を整備することが可能
 - 公共：社会資本整備総合交付金による重点支援（補助率 5.5/10）（令和 3 年度時点）
- 2) 歩行者利便増進道路を指定し、その中に利便増進誘導区域を設けることで、カフェやベンチの設置など、占用許可基準を緩和（占用特例の適用）
 - “無余地性”の基準が除外され、占用物が置きやすくなる。
 - 公募占用を行う場合、最長 20 年の占用が可能となり、多額の初期投資が必要な物件も設置しやすくなる（公募しないことも可能。その場合、占用期間は最長 5 年）。
※道路協力団体による占用であれば許可に代わって協議で占用可
- 3) 占用物件の一部拡大
 - 広告塔又は看板（良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの）
 - 標識、旗ざお、幕及びアーチ
 - ベンチ、街灯その他これらに類する工作物
 - 食事施設、購買施設その他これらに類する施設
 - 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
 - 集会等の催しのために設けられる露店、商品置場その他これらに類する施設
- 4) 個々の占用許可の審査の合理化

利便増進誘導区域の指定の段階で、占用が具体的に見込まれる歩行者利便増進施設等の場所の基準に適合する場所を指定しておけば、個別の占用許可申請の際の審査・警察協議を簡略化でき、迅速に占用許可の判断を行うことが可能となる。

以降に、歩行者利便増進道路のイメージと手続フローを示す。

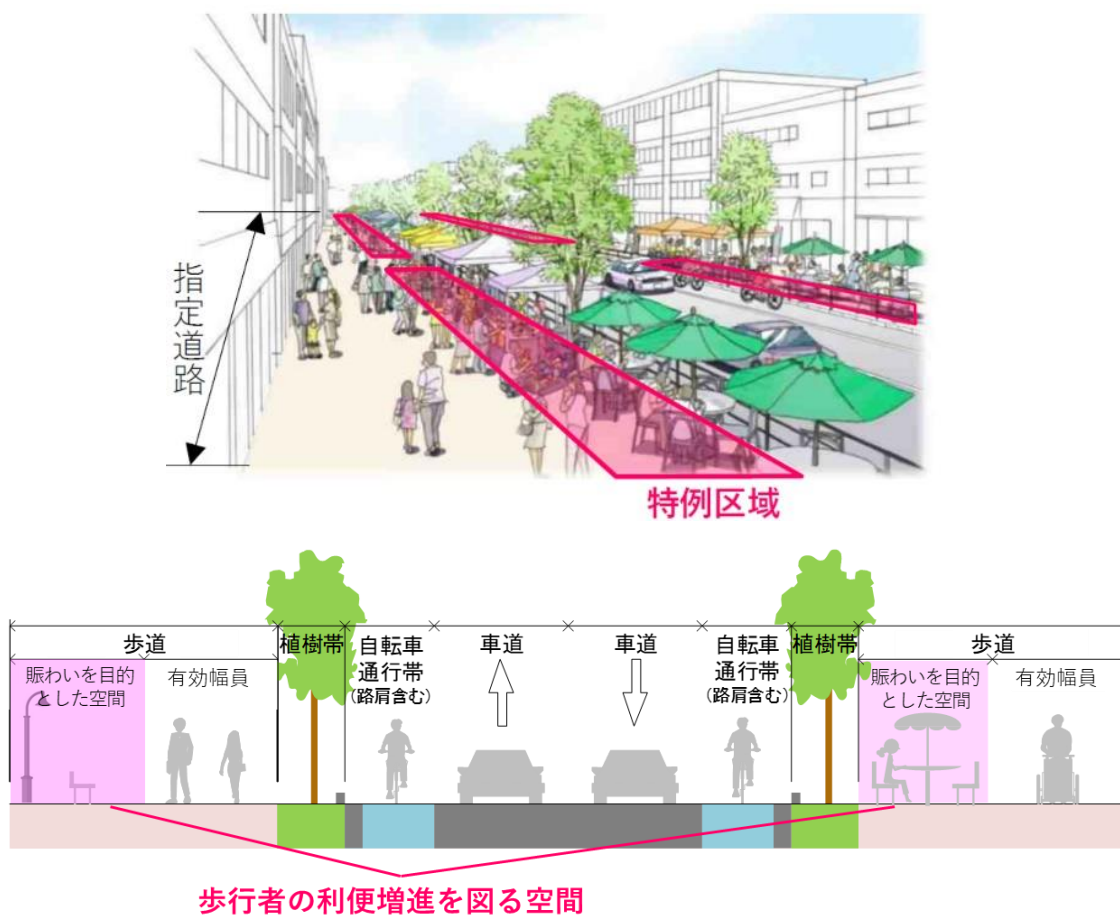


図 9-1 歩行者利便増進道路による新たな構造基準の横断面イメージ
(道路構造令第41条関係)

出典:「歩行者利便増進道路(ほこみち)の普及展開に向けて」(国土交通省)

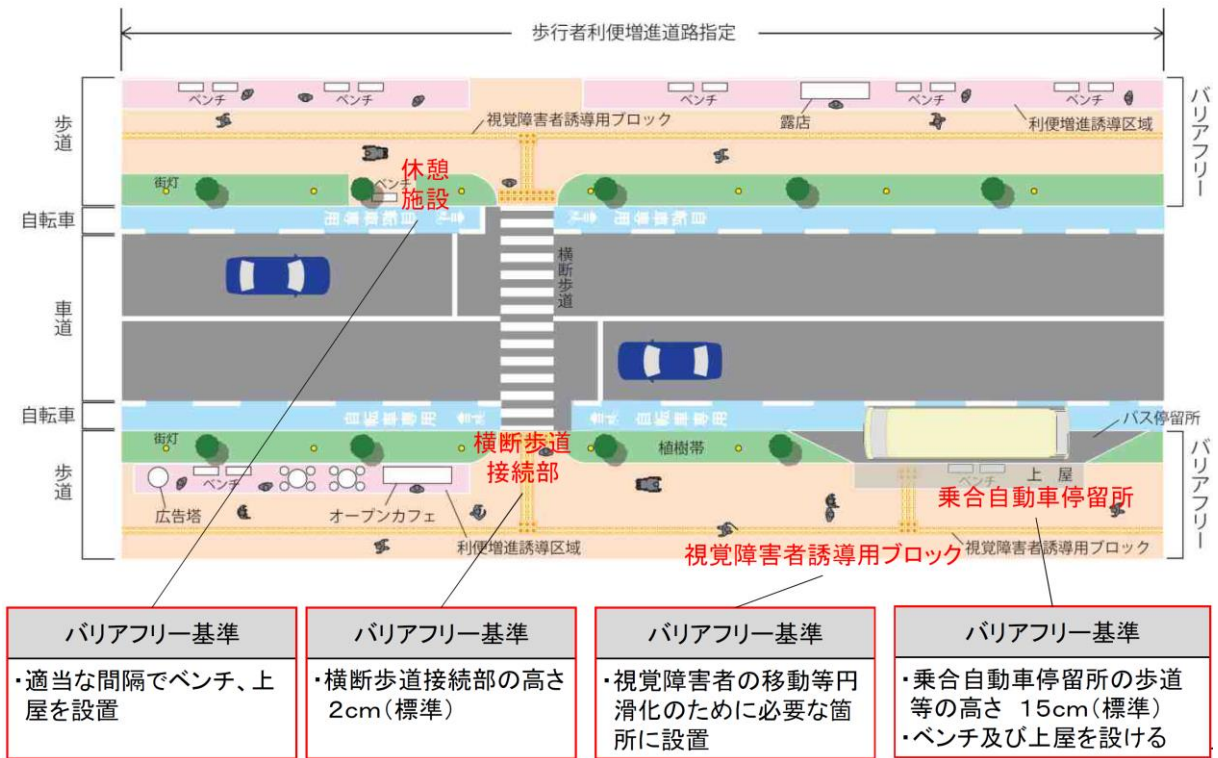


図 9-2 歩行者利便増進道路の道路構造基準(道路構造令第 41 条関係)

出典:歩行者利便増進道路(ほこみち)の普及展開に向けて(国土交通省)

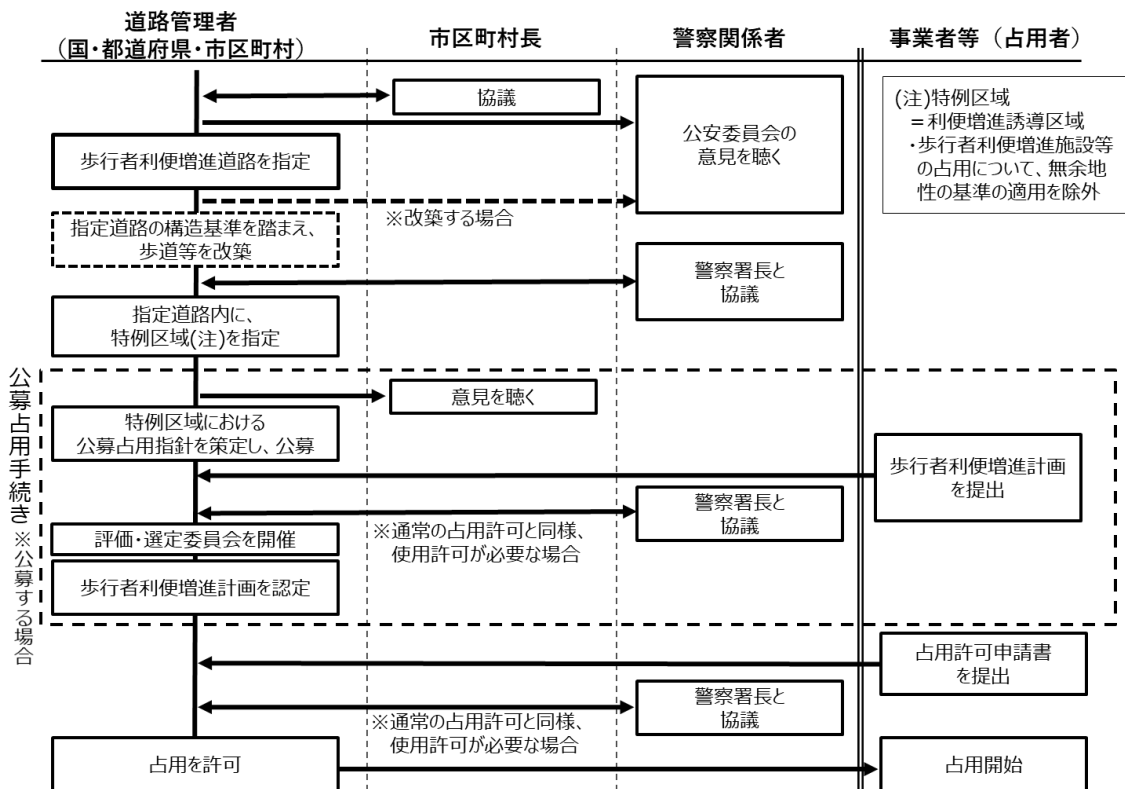


図 9-3 歩行者利便増進道路の手続フロー(例)

出典:歩行者利便増進道路(ほこみち)の普及展開に向けて(国土交通省)

なお、歩行者利便増進道路の指定に当たっては、以下の要件が必要であると考えられる。

- ・ 快適な生活環境の確保と地域活性化に資すると判断できること。
- ・ 都市機能の配置状況や沿道の利用状況等から、歩行者の利便増進に資する適切な区間であると判断できること。
- ・ 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するための十分な有効幅員を確保できること。
- ・ 沿道住民や周辺地方公共団体など関係機関との協議等により理解が得られていること。

また、道路改築の有無にかかわらず、歩行者利便増進道路の指定前に市区町村長との協議と公安委員会へ意見聴取を行う必要があるほか、利便増進誘導区域の指定前に警察署長と協議を行うことも必要となり、道路の改築に伴う道路交通に与える具体的な影響を踏まえ、信号機の運用や交通規制の見直し等の要否等について意見を聴く必要がある。協議には、以下の資料が必要であると考えられる。

- ・ 計画平面図、計画断面図
- ・ 改築により影響が生じる周辺道路の交通量推計及び影響への対応策
- ・ 交通量推計の結果と既存の交通容量との比較に係る資料
- ・ 改築工事のスケジュール

(2) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり（まちなかウォークアブル）

都市再生整備計画の中で区市町村が指定する区域として、「滞在快適性等向上区域」（通称「まちなかウォークアブル区域」）を指定できるようになった。これは、まちなかにおける「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進するため、歩道の拡幅や建物低層部をガラス張り化するなど、その区域の快適性魅力向上を図るための整備などを重点的に行う必要がある区域として、新設されたものである。



図 9-4 まちなかウォークアブル区域の設定範囲のイメージ

出典：官民連携まちづくりの進め方(2021年3月、国土交通省)

滞在快適性等向上区域の指定により活用可能となる制度として以下がある。

① 一体型滞在快適性等向上事業

一体型滞在快適性等向上事業（通称：一体型ウォークアブル事業）は、まちなかウォークアブル区域内の民間事業者（土地所有者等）が、市町村が実施する事業（公共施設の整備又は管理に関する事業）の区域に隣接又は近接する区域において、市町村が実施する事業と一体的に交流・滞在空間を創出する事業であり、以下の取組が該当する。

- ・市町村実施事業と一体的に実施される、滞在快適性等向上施設の整備又は管理に関する事業（例：オープンスペースの整備・提供）
- ・上記の事業と一体となって、その効果を高めるために必要な事務又は事業（例：オープンスペースを活用したイベントの実施など）

なお、滞在快適性等向上施設等には、以下が該当する。

- ・道路、通路、公園、緑地、広場その他これらに類するもの
- ・駐輪場その他これに類するもの
- ・噴水、水流、池その他これらに類するもの
- ・食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの
- ・アーケード、柵、ベンチ又はその上屋その他これらに類するもの
- ・街灯その他これに類するもの
- ・花壇、樹木、並木その他これらに類するもの

一体型滞在快適性等向上事業に取り組む場合、固定資産税・都市計画税の軽減措置（税制特例）、各種法律の特例を受けることができる。

例)

- ・オープンスペース化した土地（広場、通路等）及びその上に設置された償却費産（ベンチ、芝生等）の課税標準額を5年間1／2に軽減
- ・1建物の一階部分をオープン化（壁の過半について、ガラス等の透明な素材とすること、開閉可能な構造とすること又は位置を後退させること）した家屋（カフェ、休憩所等）について、不特定多数の者が有償で交流・滞在できるスペースの部分の課税標準額を5年間1／2に軽減
- ・民間事業者等（都市再生推進法人又は一体型ウォークアブル向上事業の実施主体）が行うまちなかウォークアブル区域における滞在の快適性等の向上に資する事業の円滑な実施のため、市町村が都市再生整備計画に普通財産の使用に関する事項を記載することで、民間事業者等は、普通財産の安価な貸付け等を受けることができる。これにより、民間事業者等が、にぎわいづくりの取組等に活用できる空間確保が円滑になる。

また、一体型滞在快適性等向上事業のほかにも、補助事業や低利融資の適用を受けることができる。

- ・官民連携まちなか再生推進事業（表 9-3 を参照）
- ・まちなかウォークブル推進事業（表 9-4 を参照）
- ・まちなか公共空間等活用支援事業（表 9-5 を参照）

表 9-3 官民連携まちなか再生推進事業の概要

<p>制度・事業名</p>	<p>官民連携まちなか再生推進事業</p>
<p>制度概要</p>	<p>官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資をひきつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る</p>
<p>制度適用要件</p>	<p>■補助対象事業</p> <p>○エリアプラットフォーム活動支援事業</p> <p>①エリアプラットフォームの構築^{※1} ※補助対象：未来ビジョンの作成を行うエリアプラットフォームの形成・運営に要する費用</p> <p>②未来ビジョン等の策定^{※1} ※補助対象：未来ビジョンやアクションプログラムの策定に要する費用（データ収集・分析、専門人材活用、勉強会・意識啓発活動等）</p> <p>③シティプロモーション・情報発信^{※2} ※補助対象：まちづくりの担い手や就業者、来訪者など国内外の多様な人材をひきつけるために行うシティプロモーション及び情報発信に要する費用（web 作成、セミナー開催、専門人材活用等）</p> <p>④社会実験・データ活用^{※2} ※補助対象：都市の魅力や国際競争力を強化するための事業実施に当たり必要となる社会実験・実証事業等に要する費用（公共空間等の活用促進や外国人就業者・来訪者の受け入れ体制の構築等に要する費用）</p> <p>⑤交流拠点等整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流創造施設 ※補助対象：コワーキング・交流施設（地域住民や就業者等が交流することで新しい働き方や暮らし方に資する取組を促進する施設）の整備に要する費用 ・国際交流創造施設 ※補助対象：国際交流創造施設（国内外の多様な人材が交流することでビジネス創出を図る機能を有した施設）の整備に要する費用 <p>○普及啓発事業 ※補助対象：まちづくり課題に対し、様々なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップの開催、継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営に係る経費</p> <p>※1：新規に取り組む「エリアプラットフォーム構築」と「未来ビジョン等策定」については、単年度当たり合計1,000万円を上限とする。（最大2年間。ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限り、最大3年間に延長）</p> <p>※2：1事業当たり1年間に限る。</p>

制度適用要件	<p>■補助対象事業者</p> <p>＜エリアプラットフォーム活動支援事業の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリアプラットフォーム^{※3} <p>＜普及啓発事業の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市再生推進法人、民間事業者等 <p>※3：「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン等策定」における準備段階においてのみ、市区町村を補助対象とすることができる。</p> <p>■対象区域</p> <p>＜エリアプラットフォーム活動支援事業①～④、普及啓発事業の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国 <p>＜エリアプラットフォーム活動支援事業⑤（地域交流創造施設）の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞在快適性等向上区域 ・低未利用土地権利設定等促進計画に定める土地 ・立地誘導促進施設協定の目的となる土地の区域 ・低未利用土地利用促進協定の目的となる土地の区域 <p>＜エリアプラットフォーム活動支援事業⑤（国際交流創造施設）の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定都市再生緊急整備地域 ・都市再生緊急整備地域（中枢中核都市に限る。）
補助率	<p>○エリアプラットフォーム活動支援事業</p> <p>①エリアプラットフォームの構築</p> <p>⇒ 新規：単年度当たり合計1,000万円を上限^{※4}</p> <p>②未来ビジョン等の策定</p> <p>⇒ 新規：定額</p> <p>⇒ 改定：1／2^{※4}</p> <p>③シティプロモーション・情報発信^{※2}</p> <p>⇒ 1／2^{※5}</p> <p>④社会実験・データ活用^{※2}</p> <p>⇒ 1／2^{※5}</p> <p>⑤交流拠点等整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流創造施設 ⇒ 1／3 ・国際交流創造施設 ⇒ 1／3

	<p>○普及啓発事業 ⇒ 定額</p> <p>※4：新規に取り組む「プラットフォーム構築」と「未来ビジョン策定」については、単年度当たり合計1,000万円を上限とする（最大2年間。ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限り、最大3年間に延長）。</p> <p>※5：1事業当たり1年間に限る。</p>
申請プロセス	<p>■応募・選定におけるプロセス (※詳細スケジュールは「官民連携まちなか再生推進事業」の募集要項等を要確認)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応募様式の作成 2 応募様式の提出 <p>※ 令和3年度分募集時の募集期間（実績）：令和2年12月21日～令和3年1月22日</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 形式審査・内容審査・ヒアリング 4 補助対象事業に選定後、交付申請書を提出
備考	<p>■応募様式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募様式A（エリアプラットフォーム構築、ビジョン策定） http://www.mlit.go.jp/toshi/common/010000014.xlsx ・応募様式B（普及啓発） http://www.mlit.go.jp/toshi/common/010000015.xlsx ・応募様式C http://www.mlit.go.jp/toshi/common/010000016.doc <p>■事業の実施に当たっての留意点 (補助金の対象経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、補助金の交付前に着手した施設整備等については補助対象外となるため、交付決定を受けてから事業に着手する必要がある。 ・応募・交付申請に要する経費などは交付決定日以前に発生する経費であり、補助の対象外となる。 <p>(事業の実施及び事業内容の変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、補助金交付要綱に従って、事前に承認を得る必要がある。 <p>(進捗状況の報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度途中に、国土交通省の指定する様式にて進捗状況の報告が必要となる。 <p>(実績報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体は補助事業を完了後、実績報告書等を提出する必要がある。 <p>(補助金の支払)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の支払は、原則として、補助事業の完了した日から30日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなる（年度途中であっても、事業が完了している場合には、所定の手続により支払い可能である）。 ・振込口座について、エリアプラットフォームの場合はエリアプラットフォームの交付申請者であることが明確に分かる口座名義とする。 <p>(事業の実施後)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領収書等を含む。）を整理し、交付年度終了後5年間は保存する必要がある。 ・本事業の効果を把握するため、本事業を活用した事業の終了後、毎年、定期的に追跡調査が行われる予定である。

出典：「官民連携まちなか再生推進事業」について(令和3年6月30日更新、国土交通省)、
官民連携まちなか再生推進事業 令和3年度募集要領(令和2年12月、国土交通省)

表 9-4 まちなかウォークアブル推進事業の概要

制度・事業名	まちなかウォークアブル推進事業
制度概要	車中心から人中心の空間に転換するまちなかの歩ける範囲の区域において、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援する事業（都市再生整備計画事業の拡充により制度を創設）
制度適用要件	<p>■補助対象事業 都市再生整備計画において基幹事業、提案事業に位置付けた事業 ※『<u>滞在環境整備事業</u>』を新たに基幹事業として創設</p> <p>■対象事業として想定される主な事業</p> <p>○ウォークアブルな空間整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、公園、広場等の既存ストックの改修・改変 ・まちなかウォークアブル区域を下支えする周辺環境の整備 例) 街路の広場化、バリアフリー環境の創出、公共空間の芝生化・高質化 等 <p>○アイレベルの刷新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿道施設の1階部分をリノベーションし、市民に開かれた民間による公共空間の提供 ・1階部分の透明化等の修景整備 例) 沿道施設の1階部分の開放、市民に開かれた公共空間の提供 等 <p>○滞在環境の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞在環境の向上に資する屋根やトランジットモール化に必要な施設等の整備 ・滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査 例) 社会実験の実施、デザイン検討・利活用施設の導入 等 <p>○景観の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観資源の活用 例) 外観修景、照明施設の整備、道路の美装化 等 <p>■事業主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付金：市町村、市町村都市再生協議会 ・補助金：都道府県、民間事業者等 <p>■施行地区</p> <p>下記①、②に両方該当する区域</p> <p>① 都市再生整備計画事業の施行地区</p> <p>② まちなかウォークアブル区域（周辺環境整備に係る事業を含む。） ※まちなかウォークアブル区域の設定については、令和3年度までの経過措置を想定</p>
補助率	国費率：1／2
申請プロセス	1 ウォークアブル推進計画の策定し、都の確認の上、国へ提出 2 形式審査・内容審査・ヒアリング 3 選定後、交付申請書を提出
備考	-

出典：まちなかウォークアブル推進事業の創設(都市再生整備計画事業の拡充)(国土交通省)

表 9-5 まちなか公共空間等活用支援事業の概要

制度・事業名	まちなか公共空間等活用支援事業
制度概要	都市再生推進法人がカフェ等の整備と併せてベンチ設置や植栽等を行うなど、快適に交流・滞在できる空間を創出する事業に対して、一般財団法人 民間都市開発推進機構（MINTO機構）が長期にわたる低利貸付を実施
制度適用要件	<p>■支援対象事業</p> <p>○ベンチの設置、植栽等（カフェ等も併せて整備）により、交流・滞在空間を充実化する事業</p> <p>○都市開発事業（建築物及び敷地の整備に関する事業で公共施設の整備を伴うもの）に該当すること</p> <p>■支援対象</p> <p>○都市再生推進法人</p> <p>■対象区域</p> <p>○都市再生整備計画に定められたまちなかウォークアブル地域（滞在快適性等向上区域）</p>
貸付限度額等	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額は総事業費の1/2 ・貸付期間は最長20年 <p>※貸付金利は財政融資資金貸付程度</p>
申請プロセス	<p>■問合せ先</p> <p>一般財団法人 民間都市開発推進機構 まちづくり支援部 TEL：03-5546-0797 / FAX：03-5546-0794</p>
備考	<p>■各主体の役割</p>

出典：官民連携まちづくりの進め方 ～都市再生特別措置法等に基づく制度の活用手引き～
(2021年3月、国土交通省)

② まちなかエリアにおける駐車場出入口規制等の導入(駐車場法の特例等)

(メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置、都市再生特別措置法第 62 条の 10 等)

滞在快適性等向上区域（まちなかウォークアブル区域）において、路外駐車場の配置を適正化するために区市町村が都市再生整備計画に路外駐車場の配置及び規模の基準（路外駐車場配置等基準）を記載した場合には、区市町村の条例で定める規模以上の路外駐車場（特定路外駐車場）を設置する場合に、区市町村長への届出を義務付けるものである。

これにより、まちなかウォークアブル区域内の路外駐車場の配置が適正化し、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上を図ることができる。

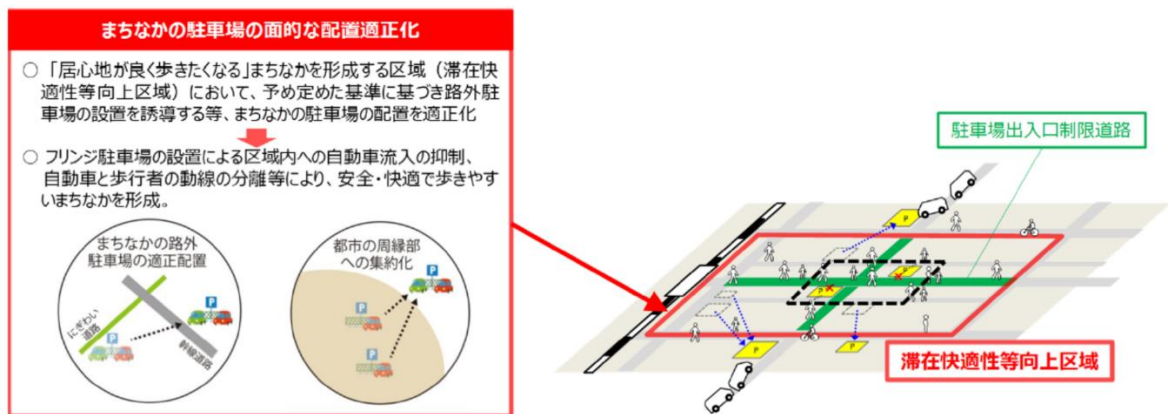


図 9-5 滞在快適性等向上区域の制度活用のイメージ

出典：官民連携まちづくりの進め方(2021年3月、国土交通省)

③ イベント実施時などにまちづくり会社等の都市再生推進法人が道路・公園の占有手続等を一括して対応（都市再生特別措置法第 62 条の 8）

「まちなかウォークアブル区域」における道路や都市公園の占有許可及び道路の使用許可の申請について、都市再生推進法人を経由して、占有・使用手続等を一括して申請書を提出することができるようになった。

これにより、経理事務を行う都市再生推進法人は、イベントの全体像を把握するとともに、施設管理者と緊密に連携して、出店者等に対して必要なサポートを行うことが期待される。



図 9-6 官民連携による公共空間の拡大・改変・利活用の促進

出典：国土交通省資料

(3) 歩行者利便増進道路と一体型滞在快適性等向上事業の併用

歩行者利便増進道路と一体型滞在快適性等向上事業とを併用し、両制度の利点を生かすことで、道路と民間敷地・建物とが一体となった魅力的なストリートづくりが可能となる。



図 9-7 歩行者利便増進道路と一体型滞在快適性等向上事業の併用による魅力的なストリートづくり

出典:歩行者利便増進道路(ほこみち)の普及展開に向けて、国土交通省

9.2 従来の道路占用許可の特例制度

前述の新たな制度が創設されるまでは、道路占用許可の特例制度は、「都市再生特別措置法」、「国家戦略特別地域法」、「中心市街地の活性化に関する法律」の三つの法律に基づく各種計画等へ、一定の物件を記載することにより認められていた。三つの法律に基づく特例は、いずれも道路占用許可を行うに当たって、『道路の敷地外に余地がなくやむを得ないこと』という通常の許可基準（無余地性）を適用しないことにその特徴がある。許可の対象となる物件は、下記に示すとおりであり、「都市再生特別措置法」と「中心市街地の活性化に関する法律」では、許可の対象となる物件は同じであるが、「国家戦略特別地域法」による物件は、より広範囲な物件が対象となる。

(1) 都市再生特別措置法

区市町村が作成する都市再生整備計画へ、道を活用した地域活動に使われる一定の物件を道路に設置することを記載。

＜許可の対象となる物件＞

- ・ 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- ・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- ・ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

＜占用主体＞

- ・ 特例道路占用区域に設置する物件ごとに、道路管理者が占用主体を選定
一般的には協議会等の組織

＜特例道路占用区域の指定＞

- ・ 市町村の意見を聴いた道路管理者が、警察署長に協議した上で、特例を活用できる道路の区域を物件の種類ごとに指定

＜許可条件＞

- ・ 道路美化活動や放置自転車対策などの公益活動をあわせて実施すること

＜許可期間＞ 5年

(2) 国家戦略特別区域法

内閣総理大臣が決定した国家戦略特別区域ごとに作成される区域計画に、道路空間のエリアマネジメントに使われる一定の物件を道路に設置することを物件ごとに記載

<許可の対象となる物件>

- ・ 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- ・ 標識又はベンチ、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- ・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- ・ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの
- ・ 次に掲げるもので、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し（国際的な経済活動に関連する相当数の居住者、来訪者又は滞在者の参加が見込まれるものに限る。）のため設けられ、かつ、道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
 - イ 広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物
 - ロ 露店、商品置場その他これらに類する施設
 - ハ 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ

<占用主体>

- ・ 特例を活用する事業の実施主体となるエリアマネジメント団体等

<許可条件>

- ・ 道路美化活動や放置自転車対策などの公益活動をあわせて実施すること

<許可期間> 5年

(3) 中心市街地の活性化に関する法律

区市町村が作成し、内閣総理大臣が認定する中心市街地の活性化に関する基本計画に、道を活用した地域活動に使われる一定の物件を道路に設置することを記載

<許可の対象となる物件>

- ・ 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
- ・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- ・ 自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの

<占用主体>

- ・ 特例道路占用区域に設置する物件ごとに、道路管理者が占用主体を選定
一般的には協議会等の組織

<特例道路占用区域の指定>

- ・ 市町村の意見を聴いた道路管理者が、警察署長に協議した上で、特例を活用できる道路の区域を物件の種類ごとに指定

<許可条件>

- ・ 道路美化活動や放置自転車対策などの公益活動をあわせて実施すること

<許可期間> 5年

9.3 屋外広告物に関する法令

屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）は、屋外広告物行政における規制の基準を定めた法律であり、実際の屋外広告物規制は、地方公共団体が屋外広告物法に基づく条例、規則等を定めて独自に行っている。東京都においても東京都屋外広告物条例等により屋外広告物の規制を行っているほか、区市町村でも独自の条例（八王子市）やガイドライン等を有しているところがある。

東京都屋外広告物条例では、良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害防止を目的に、禁止区域、許可区域、許可基準等が規定されている。このような一般的な制限のほか、地域の個性や美しさを創出するために地域発意による規制強化や屋外広告物を活用したエリアマネジメントの取組と連携した規制緩和の制度がある。

次表に示す禁止区域等では、原則として商業広告や条例の規格を超える広告物区域は屋外広告物の掲出が禁止されているが、エリアマネジメント活動の財源に充当する広告に関しては、エリアマネジメント団体等が東京都広告物審議会に審査を依頼することにより、道路空間であっても特例許可が認められる場合がある。広告収入は、エリアマネジメント活動の重要な活動財源ともなることから、今後その活用が期待されている。

表 9-6 ■東京都屋外広告物条例■による禁止区域、禁止物件等

区分	禁止区域・禁止物件	主な適用除外広告物	
	禁止されている地域・場所の例	許可を受けて出せる広告物	許可が不要な広告物
禁止区域	<ul style="list-style-type: none"> ○第1種・第2種低層住居専用地域 ○第1種・第2種中高層住居専用地域 ○田園住居地域 ○特別緑地保全地区 ○景観地区のうち知事が指定する区域 ○旧美観地区※、風致地区 (知事の指定により出せる場所あり) ○保安林 ○文化財保護法の建造物及びその周囲 ○歴史的又は都市美的建造物及びその周囲、文化財庭園等の周囲 ○墓地、火葬場、葬儀場、社寺、教会 ○国、公共団体の管理する公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地、橋台敷地 ○国立公園・国定公園・都立自然公園の特別地域 ○学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地 ○道路、鉄道及び軌道の路線用地及びそれに接続する地域で、知事の定める地域(4ページ及び5ページ参照) ○前記に掲げるもののほか、別に知事が定める地域 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件に合うもの(次ページ参照) ○道標・案内図板等の広告物で、公共的目的をもって表示するもの ○電柱等を利用し公衆の利便等の用に供するもの ○知事が指定した専ら歩行者の一般交通に供する道路に表示するもの ○規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示するもの ○公益を目的とした行事、催物等のために表示するプロジェクションマッピングで公益性を有するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件に合うもの(次ページ参照) ○他の法令の規定により表示するもの等 ○国又は公共団体が公共的目的をもって表示するもの ○公益を目的とした集会や催し物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーン ○自己の管理する土地等に管理上必要な事項を表示するもの ○冠婚葬祭や祭礼のためのもの
	禁止物件	禁止されている物件の例	許可を受けて出せる広告物
<ul style="list-style-type: none"> ○橋、高架道路、高架鉄道及び軌道 ○道路標識、信号機、ガードレール、街路樹 ○郵便ポスト、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突、無線塔、吸排気塔、形像、記念碑 ○石垣、がけ、土手、堤防、擁壁 ○景観重要建造物、景観重要樹木 ○その他知事の指定物件(パーキングメーター等) 			
はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のみが禁止されている物件			
	<ul style="list-style-type: none"> ○電柱、街路灯柱、消火栓標識 ○アーチ・アーケードの支柱 		

※景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第1条の規定による改正前の都市計画法第8条の規定により定められた美観地区をいう(以下同じ。)